

法人設立等申告書



※処理事項	入力済	管理番号

<p>令和 年 月 日</p> <p>中央府税事務所長殿</p> <p>新たに法人を設立したので、 大阪府税条例 第34条の2第1項 第41条の11第1項の規定により 次のとおり申告します。</p>	本店所在地	〒 637-0012 大阪府大阪市東成区大今里一丁目2番27号
	大阪府内の主たる事務所等の所在地	
	(フリガナ) 法人名	カブシキガイシャナチュラ 株式会社ナチュラ
	法人番号	9120001248824
	電話番号	090-7870-0010
	(フリガナ) 代表者の氏名	タケダ トモミ 武田 知美
	申告書用紙の送付先等	大阪府からの確定申告書用紙の送付 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
		<input checked="" type="checkbox"/> 本店所在地 <input type="checkbox"/> 代表者住所 <input type="checkbox"/> その他

設立年月日	令和4年9月8日	事業年度又は連結事業年度	9月1日から 8月31日まで	
大阪府内の主たる事務所等の設置年月日	令和4年12月1日	確定申告書提出期限の延長承認等の有無	事業税	有 無
資本金又は出資金の額	600,000 円		道府県民税	有 無
事業の目的	本店所在地又は大阪府内の主たる事務所等所在地以外の事務所等			
介護・福祉事業	名称	所在地		

以下、1~4の項目については、該当する法人が記載してください。		添付書類  (内国法人) 1 定款、寄附行為、規約等の写し 2 登記事項証明書の写し(※) 3 合併契約書の写し(合併により設立した場合) 4 分割計画書の写し(分割により設立した場合)  (外国法人) 1 定款、寄附行為、規約等の和訳文 2 法施行地にある支店等の登記事項証明書の写し(※) 3 法施行地にあるすべての事務所等の名称及び所在地を記載した書類 4 法施行地における事業概要を記載した書類  (※) 登記事項証明書の写しの添付に代えて登記情報提供サービスを利用する場合 ・照会番号： ・発行年月日：令和 年 月 日
1 組織形態の変更に関する事項		
(1) 合併によって設立した場合 <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他		
(2) 個人事業を廃止し設立した場合 ア 事業主の氏名 [ ] イ 事務所等の所在地 [ ] ウ 事業廃止年月日 [ 令和 年 月 日 ]		
2 一般社団法人又は一般財団法人に関する事項		備考
<input type="checkbox"/> 非営利型で収益事業を行わない		
<input type="checkbox"/> 非営利型で収益事業を行う 事業開始年月日 [ 令和 年 月 日 ] <input type="checkbox"/> 非営利型以外		

3 連結子法人の連結親法人等に関する事項		開業予定： 令和4年12月1日
連結親法人	本店所在地	
	名称	
	電話番号	
連結加入年月日	令和 年 月 日	
4 外国法人に関する事項		
法施行地外における本店所在地		

税理士氏名	電話番号
-------	------

※この申告書は、大阪府内の主たる事務所等の所在地を担当する府税事務所へ提出してください。 (27.12)



申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認申請書

管理番号

※ 処 理 事 項	令和 年 月 日	発信年月日	通知書	入力済	整理簿
	中央 府税事務所長殿	通信日付印			
			4.9.26	大阪府	
所在地及び電話番号	大阪府大阪市東成区大今里一丁目26番27号		〒 537-0012 (電話 090-7870-0010)		
(ふりがな) 法人名及び法人番号	カブシキガイシャナチュラ 株式会社ナチュラ		(法人番号) 911210001248424		
(ふりがな) 代表者氏名印	タケダ トモミ 武田 知美				
経理責任者氏名印					
資本金の額又は出資金の額	600,000 円				

法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出 (道府県民税関係)

令和4年9月8日 から 事業年度分 から法人税の 確定申告書 の提出期限の延長について  
令和5年8月31日 まで の 連結事業年度分 から法人税の 連結確定申告書

下記のとおり延長の処分があった  
下記のとおり指定に係る月数が変更された  
下記のとおり延長の処分を受けている法人と連結して法人税を納めることとなった  
ので届け出ます。

記

確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長期間 ( 1 ) 月間  
変更後の指定に係る月数 ( ) 月間

事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請

令和4年9月8日 から 事業年度分 から事業税及び地方法人特別税の申告書の提出期限を延長したいので申請します。  
令和5年8月31日 まで

- 申告書の提出期限の延長期間 指定を要しない場合 ( 1 ) 月間 (連結申告法人は2月間)  
指定を要する場合 ( 1 ) 月間
- 申告書の提出期限まで (指定を受けようとする場合には、事業年度終了の日から3月以内) に決算が確定しない理由 (連結申告法人にあっては、申告書の提出期限まで (指定を受けようとする場合には、事業年度終了の日から4月以内) に連結親法人の決算が確定しない理由又は連結親法人が連結所得の計算を了することができない理由)

連結親法人の 本店所在地及び電話番号	〒 (電話 )
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号	(法人番号) 
関与税理士署名	(電話 )

© 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出 (道府県民税関係)」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請」は、それぞれ届出又は申請の期限が異なるので留意してください。

※ この届出書・申請書は、大阪府内の主たる事務所等の所在地を担当する府税事務所に提出してください。